

## 介護老人保健施設ひうち荘サービス利用料金

### (1) 基本料金

- ① 施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度、また国の定める施設基準によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です。）

#### 基本型

##### 個室

・要介護1	7 1 7 円
・要介護2	7 6 3 円
・要介護3	8 2 8 円
・要介護4	8 8 3 円
・要介護5	9 3 2 円

##### 多床室（2人以上の相部屋）

・要介護1	7 9 3 円
・要介護2	8 4 3 円
・要介護3	9 0 8 円
・要介護4	9 6 1 円
・要介護5	1, 0 1 2 円

#### その他型

##### 個室

・要介護1	7 0 3 円
・要介護2	7 4 8 円
・要介護3	8 1 2 円
・要介護4	8 6 5 円
・要介護5	9 1 3 円

##### 多床室（2人以上の相部屋）

・要介護1	7 7 7 円
・要介護2	8 2 6 円
・要介護3	8 8 9 円
・要介護4	9 4 1 円
・要介護5	9 9 1 円

※入所当初には、施設での生活に慣れるために様々な支援が行われることから、入所後30日間に限って加算されます。

初期加算（Ⅱ） 30円

※協力医療機関と連携体制を構築するため入所者の現病歴等の情報共有を定期的に行った場合加算されます。

協力医療機関連携加算 50円

※管理栄養士が退所先の医療機関に対して、栄養管理に関する情報を提供した場合に加算されます。

退所時栄養情報連携加算 70円

※再入所時に一時入所時と必要とする栄養管理が大きく異なるため、施設の管理栄養士が入院先の管理栄養士と連携し栄養ケア計画を策定した場合に加算されます。

再入所時栄養連携加算 200円

※入所日より3ヶ月以内の期間に集中的な個別リハビリテーションを実施した場合に加算されます。

短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ） 258円

短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ） 200円

※リハビリテーション実施計画を入所者、家族等に説明し、継続的にリハビリテーションの質を管理し、その内容等の情報を提供、活用した場合に月額で加算されます。

リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅰ） 53円

リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅱ） 33円

※著しい摂食機能障害があり、造影撮影又は内視鏡検査により誤嚥が認められる方に対して、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な栄養管理が行われた場合に、月額で加算されます。

経口維持加算（Ⅰ） 400円

※摂食機能障害があり誤嚥が認められる方に対して、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な栄養管理が行われた場合に、月額で加算されます。

経口維持加算（Ⅱ） 100円

※疾病治療として適切な栄養量及び内容を有する療養食の提供を実施した場合に1食につき加算されます。

療養食加算 6円

※毎日行っている標準的な口腔ケアに加えて、歯科衛生士等が口腔ケアを月2回以上実施場合等に月額で加算されます。

口腔衛生管理加算（Ⅰ） 90円

※Ⅰに加えて必要な情報を提供、活用した場合

口腔衛生管理加算（Ⅱ） 110円

※外泊された場合には、外泊初日と最終日以外は上記施設利用料に代えて362円となります。

また、外泊時に在宅サービスを利用した場合の費用は、800円となります。

※入所予定日前及び入所後、退所後生活する居宅に訪問し施設サービス計画又は診療方針を決定した場合に加算されます。

入所前後訪問指導加算（Ⅰ） 450円

※入所予定日前及び入所後、退所後生活する居宅に訪問し施設サービス計画又は診療方針を決定にあたり、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合に加算されます。

入所前後訪問指導加算（Ⅱ） 480円

※医師が認知症、心理状態を認め、在宅生活が困難で、緊急に入所された場合に入所日より7日間加算されます。

認知症行動・心理症状緊急対応加算 200円

※在宅へ退所し指導等を行った場合は、下記の料金が加算されます。

①療養上の指導を行った場合

試行的退所時指導加算 400円

②主治医に診療情報提供を行った場合（Ⅱは医療機関へ退所の場合）

退所時情報提供加算Ⅰ 500円

退所時情報提供加算Ⅱ 250円

③指定居宅介護支援事業者に対して、情報提供及び居宅サービスの利用調整を行なった場合

入退所前連携加算（Ⅰ） 600円

入退所前連携加算（Ⅱ） 400円

④訪問看護指示書を交付した場合

訪問看護指示加算 300円

- ※介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が80%以上又は勤続10年以上の介護福祉士が35%以上の場合、1日につき加算されます。
- サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 22円
- ※在宅復帰率等の一定の要件満たされた場合に加算されます。
- 在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ) 34円
- ※夜勤を行う職員数が基準以上配置されていた場合に、別途料金が1日につき加算されます。
- 夜勤体制加算 24円
- ※肺炎・尿路感染症・带状疱疹・蜂窩織炎・慢性心不全の増悪の方に対し、投薬・検査・注射・処置等を行った際に、1月に1回、連続する10日間を限度として加算されます。
- 所定疾患施設療養費(Ⅱ) 480円
- ※ご利用者の容体が急変した場合等、緊急時に所定の対応が行われた場合に加算されます。
- 緊急時治療管理 518円
- ※外部の研修を受けた担当者が配置され、安全対策が実施された場合に入所時に1回算定されます。
- 安全対策体制加算 20円
- ※利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症等の状況を厚生労働省に提出した際に、加算されます。
- 科学的介護推進体制加算Ⅰ 40円
- ※Ⅰに加えて必要な情報を提供した場合
- 科学的介護推進体制加算Ⅱ 60円
- ※厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員の賃金改善等を実施している事業所に認められる加算で、下記の割合に応じた報酬を加算します。
- 介護職員処遇改善加算Ⅰ 介護報酬総単位数の7.5%
- ※ターミナル期にターミナルケアを行った場合に加算されます。
- ターミナルケア加算
- |              |        |
|--------------|--------|
| 死亡日45日前～31日前 | 72円    |
| 死亡日30日前～4日前  | 160円   |
| 死亡日前々日、前日    | 910円   |
| 死亡日          | 1,900円 |

※(1)の基本料金は、介護保険法におけるサービス費の自己負担1割分ですが、介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額となります。

なお、利用料金等の一部変更、追加が生じた場合には、その都度、別紙にて説明し同意を得たうえで、追加、変更するものとし、万一同意が得られない場合は、第5条第1項第5号により契約を解除することとなります。

## (2) その他の料金

- ①食費 (1日当たり) 1,470円
- ②居住費(療養室の利用費)(1日当たり)
- ・従来型個室 1,077円
  - ・多床室 437円

※外泊時にも居住費をいただくこととなります。

※上記①「食費」及び②「居住費」は、国が定める負担限度額段階の利用者の自己負担額については、市町から交付された「介護保険負担限度額認定証」に記載された負担限度額に従って負担いただきます。

③特別な室料		
2人室	(1日当たり)	280円
④理美容代	(1日当たり)	2,500円
⑤電気代	(1日1品)	30円
⑥洗濯料	(1日当たり)	120円
⑦日用品費	(1日当たり)	200円
⑧おやつ代	(1回当たり)	100円

⑨その他は、実費とする。

※ ⑥～⑨については、別紙、選択申込書から希望利用頂けます。